

岐阜県公報

第二千六百三十九号
平成二十七年四月十四日

(火曜日)

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

指定医療機関の名称の変更の届出

指定医療機関の廃止の届出

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

指定介護機関の名称等の変更の届出

指定介護機関の廃止の届出

医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

公示

土地改良事業の工事の完了

基本測量の終了

公共測量の終了

土地改良区役員の就任

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款変更認可

(地域福祉国保課) 二七九

(同) 二八〇

(同) 二八〇

(同) 二八〇

(同) 二八一

(同) 二八二

(同) 二八三

(治山課) 二八三

(農地整備課) 二八四

(用地課) 二八五

(同) 二八五

(西濃農林事務所) 二八六

(恵那農林事務所) 二八六

(下呂農林事務所) 二八七

(同) 二八七

告示

岐阜県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	指定年月日
あまきクリニック	羽島市竹鼻町丸の内八六〇二	平成二七・一・一
横山医院	美濃加茂市太田町二六八八	平成二七・一・三〇
西森歯科クリニック	山県市高富三三八八五	平成二七・三・一
あおい薬局 瑞浪店	瑞浪市益見町三七	同
阪神調剤薬局 多治見市民店	多治見市前畑町一三〇	同
大塩歯科医院	瑞浪市陶町猿爪八三七三	平成二七・三・一二

岐阜県告示第二百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名称所在地変更年月日

新 さくら薬局 大垣 大垣市東前三四二 平成二七・三・一

旧 薬局ふるーる

岐阜県告示第二百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

名称所在地廃止年月日

あんじゅの杜 診療所 関市小瀬一五〇五 平成二四・九・一二

北方アイクリニク 本巣郡北方町平成二 三 アビタ 平成二五・一〇・二

赤座医院 上印食診療 羽島郡岐南町上印食七 一二 平成二六・一二・二七

めいてつ調剤薬局 可 児市土田字北割田一三五六 二 平成二七・一・九

佐藤 齒科 大垣市林町五 一八 平成二七・一・二六

横山 医院 美濃加茂市太田町二六八八 平成二七・一・二九

野尻女性クリニク 羽島郡岐南町八剣北四 八七 平成二七・二・二五

阪神調剤薬局 多治見 多治見市前畑町一 三〇 平成二七・二・二八

岐阜県告示第二百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
医療法人あおば会	大垣市高屋町一五 大垣ステーションビル三F	居宅療養管理指導	大垣アピオ歯科・矯正歯科	大垣市高屋町一五 大垣ステーションビル三F	平成二六・二・一
医療法人あおば会	大垣市高屋町一五 大垣ステーションビル三F	介護予防居宅療養管理指導	大垣アピオ歯科・矯正歯科	大垣市高屋町一五 大垣ステーションビル三F	同
社会福祉法人 桜友会	関市稲口八四五	居宅介護支援事業	ほほえみ介護相談センター本町	関市本町一 二二	平成二七・二・一
企業組合 巢南グループホーム	瑞穂市古橋一三五七	認知症対応型共同生活介護	企業組合 巢南グループホーム	瑞穂市古橋一三五七	平成二七・三・一
企業組合 巢南グループホーム	瑞穂市古橋一三五七	介護予防認知症対応型共同生活介護	企業組合 巢南グループホーム	瑞穂市古橋一三五七	同
株式会社 ハラシナ	多治見市栄町二二四	通所介護	駅前デイ ほっと和	多治見市栄町二二四	同
株式会社 ハラシナ	多治見市栄町二二四	介護予防通所介護	駅前デイ ほっと和	多治見市栄町二二四	同
株式会社 URAKU	瑞浪市松ヶ瀬町四五	通所介護	デイサービス 遊楽館	瑞浪市松ヶ瀬町四五	平成二七・三・一九
株式会社 URAKU	瑞浪市松ヶ瀬町四五	介護予防通所介護	デイサービス 遊楽館	瑞浪市松ヶ瀬町四五	同
株式会社 URAKU	瑞浪市松ヶ瀬町四五	介護予防通所介護	デイサービス 遊楽館	瑞浪市松ヶ瀬町四五	同

岐阜県告示第二百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

医療法人 同仁会 高山市昭和町二 八五

短期入所 生活介護 ショートステイそれいゆ

新 高山市昭和町二 八五 平成二四・八・一

医療法人 同仁会 高山市昭和町二 八五

介護予防 短期入所 生活介護 ショートステイそれいゆ

新 高山市昭和町二 八五 同

医療法人社団 崇仁会 養老郡養老町船附一三 四四

居宅介護 支援事業 新 船戸クリニックケアブ ランセンター 天の星 旧 居宅介護支援事業所 天の星

養老郡養老町船附一三 五四一 平成二七・二・一

岐阜県告示第二百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。 平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 株式会社 イーピーエーサ

居宅介護事業者等の名称 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地 廃止年月日

株式会社 イーピーエーサ 愛知県名古屋市中区泉 一 一九 八

訪問介護 ヘルパーステーション い

二 恵那市岩村町七三〇 平成二七・三・三一

株式会社 イーピーエーサ 愛知県名古屋市中区泉 一 一九 八

訪問介護 ヘルパーステーション お

二 恵那市岩村町七三〇 同

株式会社 イーピーエーサ 愛知県名古屋市中区泉 一 一九 八

訪問介護 ヘルパーステーション お

大垣市築捨町三 六七 同

株式会社 イーピーエーサ 愛知県名古屋市中区泉 一 一九 八

訪問介護 ヘルパーステーション お

大垣市築捨町三 六七 同

株式会社 イーピーエーサ 愛知県名古屋市中区泉 一 一九 八

訪問介護 ヘルパーステーション ま

多治見市松坂町一 一 同

株式会社 イーピーエーサ 愛知県名古屋市中区泉 一 一九 八

訪問介護 ヘルパーステーション ま

多治見市松坂町一 一 同

株式会社 イーピーエーサ ービス	愛知県名古屋市長区泉 一 九 八	介護予防 訪問介護	ヘルパーステーシオン つさかの憩	多治見市松坂町一 三 一	同
株式会社 ム・ケア	愛知県名古屋市長区泉 一 九 八	訪問介護	ハイリタイヤー多治見訪問 介護事業所	多治見市田代町二 四	同
株式会社 ム・ケア	愛知県名古屋市長区泉 一 九 八	介護予防 訪問介護	ハイリタイヤー多治見訪問 介護事業所	多治見市田代町二 四	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二 五 二	訪問介護	株式会社新生メディカル池 田営業所	揖斐郡池田町本郷一 三 一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二 五 二	介護予防 訪問介護	株式会社新生メディカル池 田営業所	揖斐郡池田町本郷一 三 一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二 五 二	訪問介護	株式会社新生メディカル池 田営業所	揖斐郡池田町本郷一 三 一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二 五 二	介護予防 訪問介護	株式会社新生メディカル池 田営業所	揖斐郡池田町本郷一 三 一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二 五 二	訪問介護	株式会社新生メディカル池 田営業所	揖斐郡池田町本郷一 三 一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二 五 二	介護予防 訪問介護	株式会社新生メディカル池 田営業所	揖斐郡池田町本郷一 三 一	同
株式会社 新生メディカル	岐阜市橋本町二 五 二	訪問介護	株式会社新生メディカル池 田営業所	揖斐郡池田町本郷一 三 一	同

岐阜県告示第二百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施術所等の名称 施術所の所在地又は施術者の住所 年月日定

大田中 一 夫 らいふマッサージ 治療院 春日井店 多治見市明和町四 五 二七

平成 二七・一

岐阜県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第二十条の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
中津川市川上字丸野一三三七の一、一三三七の二、一三三七の四、一三三七の五
- 二 保安林として指定された目的

水源の涵養
変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 恵那市長島町久須見字穴ノ山五七四の一
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	（岐阜1期地区） （松尾ヶ池地区）	平成二六・三・七

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	（岐阜1期地区） （不動寺池地区）	平成二七・三・二

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
一般農道整備事業	牧 野 地 区	平成二七・三・二〇

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 三 作業期間
平成二十六年四月一日から
同 二十七年三月三十一日まで
- 四 作業地域
県内全域

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省

国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
国土交通省国土地理院
- 二 作業種類
基本測量（国土広域情報修正測量）
- 三 作業期間
平成二十六年六月一日から
同 二十七年三月三十一日まで
- 四 作業地域
県内全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
岐阜県
- 二 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 三 作業期間
平成二十六年十月十四日から
同 二十七年一月三十日まで
- 四 作業地域
岐阜市及び羽島郡岐南町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により瑞穂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

瑞穂市

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業期間

平成二十六年十一月二十五日から
同 二十七年三月二十日まで

四 作業地域

瑞穂市

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
五三土地改良区	平成二七・三・三	理事	伊藤賢一	養老郡養老町下笠 二二三五番地

監事 藤 井 泰 養老郡養老町船附 九一四番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
えな土地改良区	平成二六・一〇・三	監事	與合和武	恵那市東野 一三二一番地の一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
えな土地改良区	平成二七・三・二	監事	千藤 一三三	恵那市東野 五九四番地

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年四月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
土 地 改 良 区	年 月 日	役 名	氏 名	住 所

平成二十七年四月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社